

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う使用料等の対応について

本年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることに伴う使用料等の取扱いについては、次のとおり対応します。

1. 基本的な考え方

- (1) 基本的に、課税対象の全ての使用料等について、税率引上げ分を転嫁します。
「消費税は最終的に消費者に負担を求める税であることから、公平性の観点により、課税対象となる公共サービスの使用料等については、税率引上げ分を適正に転嫁する必要があります。」

※参考：非課税取引…証明手数料、保育料、斎場使用料、市営住宅家賃など

- (2) 端数処理については、現行使用料の端数処理の考え方により調整します。

2. 例外的に単価を据え置きとするもの

自動精算機（券売機）により使用料を徴収している施設のうち、改定が困難なもの（1円単位、10円単位の設定が困難なもの）

※前回据え置いたもの：生活バス、駐車場、温泉スタンド等

3. 改正条例の提案時期

来年度6月定例会を予定しています。

《参考》市財政への影響について

(歳入)

- ・使用料及び手数料が単価改定により増となります。
- ・地方消費税交付金が増額となりますが、普通交付税の算定上、基準財政収入額に算入されるため、交付税は同額が減額となる見込みです。

(歳出)

- ・各種委託料等の物件費、投資的経費及び社会保障関係経費などが増額となる見込みです。